

令和3年11月22日（月）実施

# 法人の変更登記のしおり

## 麻生区岡上1～6丁目地区

法人の所在地及び役員住所の変更登記は法律で義務づけられていますので、次のいずれかに該当する場合、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 住居表示実施区域内に法人の本店（主たる事務所）あるいは支店（従たる事務所）の所在地があり、登記している場合。
- (2) 住居表示実施区域内に役員住所がある場合。  
※役員とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役、合同会社の代表社員、合名会社または合資会社の社員、各種法人の理事等、登記簿に住所が登記されている者をいいます。

- ・住居表示による変更の場合、通知書（または住居の表示の変更証明書）の添付があれば登録免許税はかかりません。
- ・手続きは住居表示実施日の11月22日（月）以降に申請してください。
- ・法人登記の取扱いについて不明な点がある場合は、横浜地方法務局法人登記部門へお問合せください。

横浜地方法務局 法人登記部門 電話 (045) 641-7956

## 《目 次》

1	法人の変更登記の手続	1 ページ
2	役員 of 住所変更の手続	2 ページ
3	手続の際の注意事項	2 ページ
4	変更登記申請書の記入方法	3 ページ
5	法務局からのお知らせ	3 ページ
6	問合せ先	9 ページ

# 1 法人の変更登記の手続

※11月22日(月)以降に手続をしてください。

本店の所在地	支店の所在地	手続の流れ
麻生区岡上	なし 川崎市・横浜市内	パターン1
川崎市・横浜市内	麻生区岡上	
麻生区岡上	川崎市・横浜市以外	パターン2
川崎市・横浜市以外	麻生区岡上	

## パターン1

手続内容	本店（及び支店）での登記
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更登記申請書</li> <li>・通知書または住居の表示の変更証明書（本店と支店の両方が実施区域内の場合、通知書は各1通必要）</li> <li>・法務局に提出している印鑑</li> </ul>
いつまでに	住居表示実施日から原則2週間以内（支店は3週間以内）
提出先	横浜地方法務局 法人登記部門 【電話】045-641-7956

## パターン2 – 順番①

手続内容	本店での登記
必要なもの	パターン1と同じ
いつまでに	住居表示実施日から原則2週間以内
提出先	本店所在地を管轄する法務局

## パターン2 – 順番②

手続内容	支店での登記 ※必ず、順番①の手続後に行ってください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更登記申請書</li> <li>・法務局に提出している印鑑</li> <li>・本店における変更登記を証する履歴事項証明書（申請書に会社法人等番号を記載する場合は不要）</li> </ul>
いつまでに	住居表示実施日から原則3週間以内
提出先	支店所在地を管轄する法務局
備考	本店を管轄する法務局において、 <b>本店・支店一括登記申請</b> を行うことも可能です（※この場合、支店所在地を管轄する登記所1庁につき300円の手数料がかかります）。

## 2 役員の住所変更の手続

※11月22日(月)以降に手続をしてください。

本店での登記	
手続内容	本店において、役員の住所を変更する。 ※「役員」とは、株式会社・有限会社、その他の会社、各種法人で住所が登記された役員全員を指します（株式会社であれば代表取締役、有限会社であれば取締役及び監査役が該当します）。 ※法人の所在地変更と代表者の住所変更は1枚の申請書により手続できます。
必要なもの	・変更登記申請書 ・通知書（または住居の表示の変更証明書） ・法務局に提出している印鑑
いつまでに	原則2週間以内
提出先	本店を管轄する法務局

※法人の所在地と役員の住所の両方が、岡上地区(住居表示実施区域内)にある場合、住所の変更を証明する「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」は、**法人のものと役員個人のもの両方が必要となります。**

## 3 手続の際の注意事項

- 変更登記（郵送による手続を含む。）が申請可能となるのは、住居表示実施日の令和3年11月22日（月）以降です。事前には提出できません。
- お届けした「通知書」が不足する場合は、令和3年11月22日（月）以降、「通知書」と同一内容の証明となる「住居の表示の変更証明書」（無料）を麻生区役所区民課窓口にて請求してください。郵送で請求する場合は、請求用紙（任意様式で、住所、氏名または法人名、電話番号を記入したもの）と返送先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同窓口へ送付してください。
- 変更登記の申請人は、株式会社・有限会社、その他の会社、各種法人で法務局に印鑑を登録している代表者です。代理人による申請の場合は、委任状が必要です。また、郵送による申請も可能です。詳しくは、管轄の法務局にお問合せください。
- 「通知書」等の証明内容と登記記録の内容が合致しない場合、別途、変更登記が必要になることがあります。詳しくは、横浜地方法務局法人登記部門にお問合せください。

## 4 変更登記申請書の記入方法

○申請書は「通知書」等と一緒にお配りしています。不足する場合は、麻生区役所区民課窓口でお渡しできるほか、川崎市のホームページからも印刷することが可能です。また、個別に作成した申請書に、様式と同一の内容を記入して使用することもできます（「5 法務局からのお知らせ」をご参照ください）。

○4～8ページの書式例を参照し、下線が引かれている箇所を記入して下さい。

○数字は算用数字（0 1 2 3 4 5 6 7 8 9）を用いて記入して下さい。

- ・書式例1 法人の本店の所在変更《委任状例あり》
- ・書式例2 法人の役員（代表取締役）の住所変更《委任状例あり》
- ・書式例3 法人の本店の所在及び役員（代表取締役）の住所変更

## 5 法務局からのお知らせ

○登記申請は、「QRコード付き書面申請(※)」をご利用いただくと便利です。

○「QRコード付き書面申請」のメリット

- ・登記の処理状況を自宅のパソコン等で確認することができます。
- ・補正（申請の不備）の連絡をメールで受け取ることができます。
- ・登記が完了すれば、お知らせが通知されます。

○詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

【QRコード付き書面申請について】

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00001.html)

※QRコード付き書面申請とは？

電子証明書をお持ちでなくても、「申請用総合ソフト」（無料）をインストールして、QRコードが印字された登記申請書を作成し、その申請情報をインターネット経由で事前に登記所に送信する書面申請の方法です。

インターネット経由で送信した後に、作成した登記申請書を印刷し、添付書面とともに管轄の登記所に提出します。

# 書式例 1 (法人の本店の所在変更)

印

「株式会社」  
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

捨て印

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 わかる場合に記入

1. <sup>フリガナ</sup> 商号 (名称) 〇〇〇〇  
〇〇株式会社 (法人名)

1. 本店 (主たる事務所) 川崎市麻生区岡上〇〇〇番地 登記されている本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による  
1. 本店 2. 支店 3. 役員 ( ) の住所の変更

1. 登記すべき事項 令和3年11月22日住居表示の実施による  
1. 本店 2. 支店 3. 役員 ( ) の住所の変更  
本店

川崎市 麻生区 岡上〇 丁目 〇 番 〇 号

支店 川崎市 麻生区 岡上 丁目 番 号

住所 川崎市 麻生区 岡上 丁目 番 号

住居表示後の  
本店所在地

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 通知書又は住居の表示の変更証明書 1 通  
委任状 (代理人が申請する場合のみ) 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

申請書提出年月日

申請人 本店 (主たる事務所) 川崎市麻生区岡上〇丁目〇番〇号

商号 (名称) 〇〇株式会社 (法人名)

代表者の資格 代表取締役

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 川崎 太郎 印

住居表示後の  
本店所在地

代表者の住所 (住居表示で変更した場合は、変更後の住所)

法務局に提出し  
ている印鑑

〔 上記代理人の住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〕

氏名 麻生 一郎 印

代理人が申請する場合のみ記入し、代理人の印鑑と認印

連絡先の電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

10. 5 × 4. 5 cmのスペースを  
空けてください

横浜地方法務局法人登記部門 御中

## 委任状（書式例1）の記入例

### 委 任 状

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

麻生 一郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

1 令和3年11月22日住居表示の実施による当会社の 本店 の変更登記の申請に関する一切の件

1 原本還付の請求及び受領の件

提出資料の還付を  
求める場合に記入

令和〇〇年〇月〇日

住居表示後の  
本店所在地

川崎市麻生区岡上〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社（法人名）

代表取締役 川崎 太郎 印

法務局に提出し  
ている印鑑

## 書式例 2 (法人の役員 (代表取締役) の住所変更)

印

「株式会社」  
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

捨て印

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

わかる場合に記入

1. <sup>フリガナ</sup> 商号 (名称) 〇〇〇〇  
〇〇株式会社 (法人名)

1. 本店 (主たる事務所) 川崎市川崎区宮本町1番地

登記されている本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による

1. 本店 2. 支店 ③. 役員 ( 代表取締役 ) の住所の変更

役員  
の資格

1. 登記すべき事項 令和3年11月22日住居表示の実施による

1. 本店 2. 支店 ③. 役員 ( 代表取締役 川崎 太郎 ) の住所の変更

本店

川崎市 麻生区 岡上 丁目 番 号

支店

川崎市 麻生区 岡上 丁目 番 号

住居表示後の住所

住所

川崎市 麻生区 岡上 〇 丁目 〇 番 〇 号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 通知書又は住居の表示の変更証明書 1 通  
委任状 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

申請書提出年月日

申請人 本店 (主たる事務所) 川崎市川崎区宮本町1番地

商号 (名称) 〇〇株式会社 (法人名)

代表者の資格 代表取締役

住所 川崎市麻生区岡上〇丁目〇番〇号

氏名 川崎 太郎 印

登記されている  
本店所在地

代表者の住所 (住居表示で  
変更した場合は、変更後の住所)

法務局に提出  
している印鑑

〔 上記代理人の住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〕

氏名 麻生 一郎 印

連絡先の電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

10.5 × 4.5 cmのスペースを  
空けてください

横浜地方法務局法人登記部門 御中

## 委任状（書式例2）の記入例

### 委 任 状

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

麻生 一郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和3年11月22日住居表示の実施による当会社の代表取締役 川崎 太郎の住居表示後の住所 川崎市麻生区岡上〇丁目〇番〇号 の変更登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

提出資料の還付を  
求める場合に記入

令和〇〇年〇月〇日

登記されている  
本店所在地

川崎市川崎区宮本町1番地

〇〇株式会社（法人名）

代表取締役 川崎 太郎 印

法務局に提出  
している印鑑

### 書式例 3 (法人の本店の所在及び役員 (代表取締役) の住所変更)

印

「株式会社」「有限会社」等と記入 株式会社 変更登記申請書

捨て印

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 わかる場合に記入

1. <sup>フリガナ</sup> 商号 (名称) 〇〇〇〇株式会社 (法人名) 登記されている本店所在地

1. 本店 (主たる事務所) 川崎市麻生区岡上〇〇〇番地

1. 登記の事由 住居表示の実施による  
 ① 本店 2. 支店 ③ 役員 ( 代表取締役 ) の住所の変更 役員の資格

1. 登記すべき事項 令和3年11月22日住居表示の実施による  
 ① 本店 2. 支店 ③ 役員 ( 代表取締役 川崎 太郎 ) の住所の変更  
 本店

川崎市 麻生区 岡上 〇 丁目 〇 番 〇 号 住居表示後の  
本店所在地

支店 川崎市 麻生区 岡上 丁目 番 号

住所 川崎市 麻生区 岡上 〇 丁目 〇 番 〇 号 住居表示後の  
役員の住所

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 通知書又は住居の表示の変更証明書 2 通 ・法人の通知書1通  
・役員の通知書1通  
委任状 通

上記のとおり登記の申請をします。  
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 申請書提出年月日

申請人 本店 (主たる事務所) 川崎市麻生区岡上〇丁目〇番〇号 住居表示後の  
本店所在地  
 商号 (名称) 〇〇株式会社 (法人名)  
 代表者の資格 代表取締役 代表者の住所 (住居表示で  
変更した場合は、変更後の住所)  
 住所 川崎市麻生区岡上〇丁目〇番〇号  
 氏名 川崎 太郎 印

〔 上記代理人の住所 氏名 印 法務局に提出  
している印鑑 〕

連絡先の電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

10. 5 × 4. 5 cmのスペースを  
空けてください

横浜地方法務局法人登記部門 御中

## 6 問合せ先

### (1) 法人登記に関すること

法人の所在地を管轄する法務局にお問合せください。

**川崎市内の法人の管轄は、横浜地方法務局法人登記部門です。**

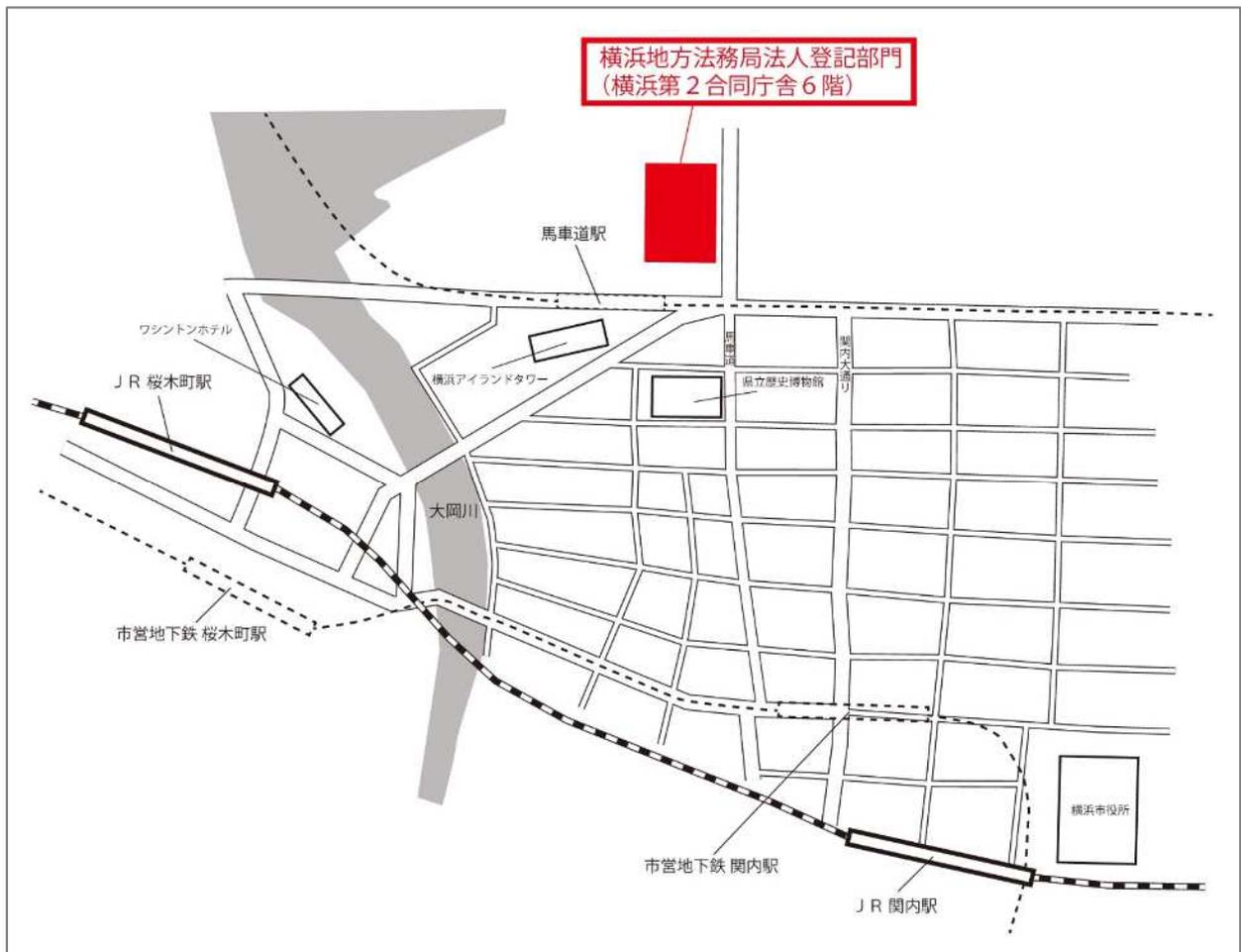
※登記手続案内は予約制です。事前に電話又は窓口でお申込みください。

電話 **045-641-7956**

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）

所在地 〒231-8411

横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎6階



### (2) 住居表示全般に関すること

川崎市戸籍住民サービス課

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

電話 044-200-2736

### (3) 「住居の表示の変更証明書」に関すること

麻生区役所区民課（2階①番窓口）

川崎市麻生区万福寺1-5-1

電話 044-965-5122